

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	定例庁議	
開催日時	令和8年5月18日（月）午前8時55分から 午前9時4分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出席者の職・氏名	<p>【出席者】 松下市長、宇野副市長、二見教育長、 又賀市長公室長、丸山副審議監兼危機管理室長、濱総務部長、 金子市民環境部長、赤澤福祉部長、小野澤健康部長、 玄順こども部長、山崎都市建設部長、 塩味審議監兼まちづくり推進課長、稲葉会計管理者、 田中上下水道部長、森田議会事務局長、福士学校教育部長、 堀川生涯学習部長、奥山監査委員事務局長</p> <p>（事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、長谷川同課主幹兼課長補佐、 染野同課政策企画係主事</p>	
欠席者の職・氏名	欠席者なし	
議題	1 令和8年第2回朝霞市議会定例会提出議案	
会議資料	（議題1） ・令和8年第2回朝霞市議会定例会提出議案 （第22号～第29号）	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	

その他の必要事項	なし
----------	----

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 令和8年第2回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

（濱総務部長）

議案第22号 専決処分の承認を求めることについてである。

地方税法等の一部を改正する法律が、去る3月31日に公布されたことに伴い、朝霞市税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、その承認を求めるものである。

主な改正内容については、固定資産税に関して、いわゆる「わがまち特例」の対象が拡充されたことに伴う規定の新設のほか、軽自動車税に関して、環境性能割の廃止に伴う関係規定の削除など、所要の改正を行うものである。

（濱総務部長）

議案第23号 専決処分の承認を求めることについてである。

地方税法等の一部を改正する法律が、去る3月31日に公布されたことに伴い、朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、その承認を求めものである。

主な改正内容については、都市計画税に関して、いわゆる「わがまち特例」の対象が拡充されたことに伴い、規定を新設するものである。

（小野澤健康部長）

議案第24号 専決処分の承認を求めることについてである。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、去る3月31日に公布されたことに伴い、朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、その承認を求めものである。

改正内容については、低所得者の国民健康保険税を軽減するための判定所得の見直しを行い、対象世帯の拡充をするものである。

（濱総務部長）

議案第25号 令和8年度（2026年度）朝霞市一般会計補正予算第1号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、1億7,262万8,000円の増額で、これを含めた累計額は、564億6,986万4,000円となる。以下、歳入歳出の概要を申し上げます。

歳入について、使用料及び手数料は、住民票手数料などを減額することにより、269万3,000円減額している。国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額することにより、8,897万2,000円増額している。県支出金は、公立学校情報機器整備事業費補助金を減額することにより、3,417万3,000円減額している。繰入金は、財政調整基金繰入金を増額することにより、2,452万2,000円増額している。市債は、小学校コンピュータ整備事業債などを増額することにより、9,600万円増額している。

歳出について、商工費は、新たに物価高騰の影響を受けた事業者を支援し、地域経済の活性化や消費喚起を図るため、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施するための経費を計上することにより、1億2万6,000円増額している。教育費は、小・中学校のGIGAスクール端末リプレイスに係る電算機器設定等委託料を減額する一方、教材教具購入費を増額することにより、7,260万2,000円増額している。次に、第2表地方債補正は、小学校コンピュータ整備事業債など2件の地方債について、借入限度額の変更を行うものである。

以上が、今回の補正概要である。

(奥山監査委員事務局長)

議案第26号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例である。

改正内容については、地方自治法の改正に伴い、関係条例の法令引用条項に条ずれが生じたため、改正を行うものである。

なお、この改正については、法の施行の日である令和8年9月24日から施行したいと考えている。

(小野澤健康部長)

議案第27号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、令和7年度及び令和8年度の住民税が非課税である第1号被保険者又はその属する世帯員が、令和8年度介護保険料算定において住民税課税者とみなされる場合、その者を住民税非課税者として判定する保険料段階まで令和8年度介護保険料を減額するものである。

なお、この改正については、公布の日から施行し、改正後の朝霞市介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用したいと考えている。

(二見教育長)

議案第28号 令和6年議決第111号の一部変更についてである。

概要については、朝霞第十小学校大規模改修工事について、令和6年議決第111号の一部を変更するものである。

変更内容は、工事請負額を税抜き4億1,712万8,000円から税抜き4億3,764万4,000円に増額するものである。

(金子市民環境部長)

議案第29号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、地方公共団体情報システム機構によるコンビニエンスストア等における証明書交付の利用促進を図るため、手数料を減額するものである。

なお、この改正については、令和8年7月1日から施行したいと考えている。

【意見等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】